

市町村長 様

申請内容と異なる行動や物品の搬出等が判明した場合、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

申請者 法人・組織名 福島自動車株式会社 (例)

代表者氏名 福島 太郎

連絡先 担当者氏名 福島 花子

住所 千葉県●●市▲▲12-3

担当者の現住所を記載してください。

TEL/FAX 090-●●●●-XXXX

警戒区域への公益目的の一時立入りに関する申請書

必要な立入日のみ記載してください。

また、「警戒区域への公益目的の一時立入りに関する申請書」で立入りをを行います。

○項目((ア)～(エ)(*))を選択した理由及び立入理由を記載してください。内容が不明な場合、持出し以外に作業等がある場合は、確認させていただくことがあります。

○(エ)の場合、市町村で公益性の判断を行いますので、目的や内容がわかるようより具体的に記載してください。

①立入希望日 平成 23年 11月 1日()

②立入場所(住所) 福島県双葉郡●●

③一時立入りをすることによる公益性(目的) ※注意事項 該当項目に○を付け(複数選択可能)、当該項目を選択し、理由及び立入内容を記載してください。

(ア) (イ) (ウ) 1 2 3 4 5 (エ)

(内容: 早期の自動車部品の生産再開を目指すため、金型をはじめとする物品を持ち出す。)

④経路

(*) 公益目的とは、以下の場合が該当します。

- (ア) 住民基本台帳等、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (イ) 病院のカルテ等、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (ウ) 事業の継続や雇用の維持のために必要な重要物品等を持ち出すために立入る場合
 - 1 全国又は当該地域において重要な生産活動を行っている事業者
 - 2 生活必需品はじめ住民生活に密着した製品を製造している事業者
 - 3 地域の雇用に大きく貢献している事業者
 - 4 震災復興に関連する事業活動を行っている事業者
 - 5 地域経済を支える重要な事業活動を行っている事業者
- (エ) その他市町村長が公益上特に必要と認めるもの

※一時立入り終了後、速やかに撤去してください。

(注) 主なスクリーニング場所(※作業終了後、到着前に事前連絡をお願いします。)

No.	場所名	所在地	受付時間	連絡先
1	Jヴィレッジ	楡葉町大字山田岡字美シ森 8	9:30~17:30	03-6373-3215
2	県北保健福祉事務所	福島市御山町 8-30	10:00~16:30	024-534-4104
3	郡山保健福祉事務所	郡山市豊田町 3-10	10:00~16:30	024-934-7548
4	相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町 1-30	9:30~16:30	0244-26-1326
5	いわき保健福祉事務所	いわき市内郷高坂町四方木田 191	10:00~16:30	0246-27-8555

○スクリーニング会場では、立入者及び搬出車両のみスクリーニングを実施します。

○車両を持ち出す場合のスクリーニング会場は、「Jヴィレッジ」又は「相双保健福祉事務所」となります。

○重機・特殊車両・大型車両を持ち出す場合は、「Jヴィレッジ」のみスクリーニングが可能です。

○No.2・3・5のスクリーニング会場は、平日のみスクリーニングを実施します。

日付：平成 年 月 日

OFC () 第 号

⑤立入者 ※注意事項「6. 同意事項」を確認の上、同意事項確認欄にチェック☑してください。
 (立入者全員について記載してください。欄が不足する際は適宜追加してください。)

法人・組織名	氏名	緊急連絡先 (携帯番号等)	同意事項確認
福島自動車株式会社	福島 太郎	090-1234-5678	<input checked="" type="checkbox"/>
同上	福島 花子	090-9876-5432	<input checked="" type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

○立入者は立入りに必要な方を限定して記載してください。
 ○注意事項6. 同意事項を確認の上、確認欄に✓(チェック)を入れてください。

⑥立入車両

※記載車両以外は、検問を通過することができません。(欄が不足する際は適宜追加のしてください。)

車種	色	ナンバー			
トヨタカローラ	赤	福島	500	い	5678

○必要事項の記載されていない車は、立入りすることができません。
 ○レンタカー等で立入りされる場合は、ナンバー等が判明するまで許可証は発行できません。

⑦搬出予定物品 (具体的に記載すること)

※食べ物、生き物、業務に関係のないもの、屋外にある農機具など除染が困難なものは持ち出せません。また、上記以外のものでも、スクリーニングの結果1万3千cpmを超えたものは持ち出せません。(欄が不足する際は適宜追加してください。)

物品等の種類	数量	物品等の種類	数量
決算書類、東電賠償用書類	段ボール1箱	金型	20~30組

工具 (ドライバー、ドリル)

○搬出予定物品の記載は、内容、数量等具体的にお願いします。
 NG例①:「書類」、「道具」といったあいまいな記載ぶり。
 ②:「~等」のように、幅広く受け取られてしまう記載ぶり。
 ③: 事業と関係の無い生活用品と読み取れる記載ぶり。

⑧搬出予定車両

※事業の用に供する車両のみ搬出可能です。また、記載車両であってもスクリーニングの結果1万3千cpmを超えたものは搬出できません。(欄が不足する際は適宜追加してください。)

車種	色	ナンバー			
スズキキャリー(軽トラック)	白	いわき	40	あ	1234

○必要事項(ナンバー等)が記載されていない車は、持出すことができません。

⑨放射線管理 (立入りの際は、必ずGMサーベイメータ及び線量計をお持ちください。)

※GMサーベイメータ及び線量計について、それぞれいずれかに○を付けてください。「その他」に○を付ける場合は、具体的な確保方法を記載してください

GMサーベイメータ	市町村から貸与
線量計	市町村から貸与

○一時立入りの際は、GMサーベイメータ、及び線量計を必ず携行してください。
 ○立入車両及び搬出物品については、ご自身でGMサーベイメータを使用して必ずスクリーニングを実施してください。